

# 地域協働推進体制の実施

## 三重県名張市

人口：83,349 人

面積：129.76 km<sup>2</sup>

### 平成 17 年度事例集、1 項 No 1 1 掲載事例

#### 取組の概要

地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業を実践するため、各地域に一定額の交付金を交付する「ゆめづくり地域予算制度」を導入。地域住民は「地域づくり委員会」を設立し、社会福祉、健康増進、防災活動など地域の実情にあった事業を自由に立案、実施している。

#### 【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- ・平成 15 年 4 月に、従来の地域向け補助金を廃止し、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実践に充てる「ゆめづくり地域予算制度」を創設、各地域（市内 14 地域）に一定の金額を交付金として交付することとした。
- ・従来の補助金制度と異なり、地域住民の福祉増進、地域づくりの推進に寄与するものであれば、事業（使途）は限定せず、また、補助率も設けないこととした。

○対象：地域住民の合意により実施する地域づくり事業で、ソフト・ハードを問わない

○交付金交付の単位：地区公民館（おおむね小学校区）単位を基本とした、市内の 14 地域

○組織：地域づくり委員会（14 地域）…事業の実施主体・交付金の受皿  
地域づくり協議会…14 地域の会長で構成、意見交換

○交付金：予算額（年 5000 万円）を均等割（3 割）と人口割（7 割）で算定し、14 地域に交付、事業（使途）は限定しない。

#### 取組の紹介

##### 1 その後の状況

ゆめづくり地域予算制度は、交付金を受けてまちづくり事業を進める住民自治組織（地域づくり委員会、いわゆるまちづくり協議会）のあり方によるところが大きい。平成 15 年 4 月の制度導入以降、地域への地区公民館運営委託（平成 18 年 9 月からは指定管理者制度）などを進めてきたが、まちづくりの主体である 14 の地域が同じように直面している課題が活動の継続であり、人材の発掘、育成である。

現在、全地域で「人」こそがまちづくりの原点だという認識ができています。

## **2 前回からの取組効果**

課題は多いものの、この制度の導入により、住民の主体的な活動、行政依存の意識は確実に変わってきている。従来の「行政が主で地域や住民は従」の関係や「住民は行政へ要望するもの。それを実施するのが行政の仕事」という意識を、この制度は確実に変革している。

### **【取組効果の一例】**

- ・ 地区公民館の地域委託  
地区公民館について、平成 15 年 10 月からの 2 年間で各地域づくり委員会へ委託した。（平成 19 年 9 月からは指定管理者制度へ移行）
- ・ 市道や都市公園の維持管理（草刈り）  
公園等の草刈を、応じてもらえる区（自治会）へ委託している。

## **3 新たな課題・問題点**

ゆめづくり地域予算制度は5年目に入り、様々な課題が明確になってきた。住民合意を得ることの難しさ、イベント主体の活動から地域課題解決型事業への移行、地域まちづくり計画の策定、行政のサポート体制等である。

そのなかで特に重要なのは、夏祭りやふれあいイベント主体の活動から地域課題解決型事業への移行である。行政の画一的な事業ではなく、その地域の課題解決には地域住民の参画が不可欠であるが、住民同士でその必要性を訴えていくのは難しい。行政が地域にマッチした複数の事業メニューを提示する等の支援も必要と思われる。

## **4 住民（職員）の反応・評価**

住民には、行政・補助金頼みから、自分たちで活動すれば課題は解決できる、もしくは市がやるより早いという意識が住民に醸成されてきた。同制度のもとで、住民のまちづくり活動へのモチベーションが高まったということである。しかし、住民全体への広がりという視点で見れば不十分な部分もある。

職員については、残念ながら、「まちづくりは担当室の仕事」、「交付金は補助金の名前だけ変えたもの」という意識が一部に残っている。本市の場合、区長（自治会長）をいわゆる行政の末端組織として位置づけることにより、地域振興施策を展開してきた経緯があり、職員は住民に比べて、区や区長と対等な関係でまちづくりに取り組むという意識改革が遅れている。

## 5 今後取り組む自治体に向けた助言

おおむね小学校区を単位とする住民自治組織「まちづくり協議会」を設置し、そこに用途自由な交付金を交付し、住民主導のまちづくり事業を進めていく。そうしたなかで、行政は、「まちづくり協議会」という組織ができれば、そこには行政と同じようなピラミッド型の組織があり、住民が組織の一員として動くであろうという考えに陥りがちであるが、そのように考えるのは間違いである。住民は基本的に無償のボランティアであり、わが町への想いとモチベーションで動くものではないだろうか。したがって、「まちづくり協議会」を、行政組織と同様のものであると思い込むと、その時点で住民との間には大きな意識のズレが生じることになる。

また、住民が使いやすい、動きやすいものでないと制度として浸透しない。一例を挙げると、行政の単年度予算主義の中で交付金の繰越しを認められるかという問題がある。これはエンドレスであるまちづくりとどう整合させていくかということである。

さらに、「協働」の前提として、職員の意識、どこを見て仕事をしているかが問われる。

かつて、中央官庁が県や市に権限や財源は移譲できない、地方は予算を何に使うかわからないから信用できないとまで言われた時代があった。今、行政が、住民に権限や交付金を移譲しても何に使うかわからないから、そのようなことはできないと考えているのであれば、そこには協働の意識は生まれにくい。都市内分権とは、「住民を信じること」からはじまるのだから。

### (参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.city.nabari.lg.jp/yumezukuri.html>

**担当部署：まちづくり推進室**